

## 行政の焦点



新年度が始まり、新たに事業を始めた方も多いのではないでしょうか。

労働者（パートタイム、アルバイトを含む）を一人でも雇用していれば業種・規模の如何を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は成立手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。労働保険とは労災保険と雇用保険等を総称した言葉です。保険給付は両保険制度でそれぞれ行われていますが、保険料の納付等については原則一体のものとして取り扱われています。

労働保険の適用事業となつたときは、まず労働

保険の保険関係成立届を会社の住所を管轄する労働基準監督署に提出しま

担、雇用保険分は事業主と労働者双方で負担することになります。雇用・所得環境の改善に伴い、労働保険の適用事業数は増加してきていますが、一方で、依然として未手続事業も存在しています。労働保険制度は、それ自体が労働者のセーフティーネットであり、費用負担の公平性の確保、労働者の福祉向上等の観点からも未手続事

◆さて、まもなく始まる令和2年度年度更新に係る変更のお知らせです。

(1) 令和2年4月1日から高齢労働者に係る雇用保険料の免除措置が終了し、すべての雇用保険者について雇用保険料の納付が必要となります。

65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象になっていますが、平成29年1月1日から令和2年3月31日までの間は雇用保険料が免除されています。

事業の解消は重要な課題です。今後も、他の行政機関等と連携を図りながら加入勧奨を進め、労働者が安心して働く職場環境の確保に努めて参ります。

会員の皆様方におかれましても、未手続事業を把握された場合には、労働保険の加入勧奨にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

労働保険の成立手続きはお済みですか？  
【年度更新の一部変更のご案内】

す。そして、その年度分の労働保険料を概算保険料として申告・納付していただきます。また、雇用保険の適用事業となつた場合は、上記のほかに、届及び雇用保険非保険者は両保険制度でそれぞれ行われていますが、保険料の納付等については原則一体のものとして取り扱われています。

労働保険の適用事業と金額で算出しますが、労災保険分は全額事業主負

ます。令和2年度の年度更新においては、義務化対象の事業場に対する電子申請概算保険料申告書の提出が義務化されます。令和2年度の年度更新における申告書及び増加概算保険料申告書は、継続事業（一括有期事業を含む）を行なう事業主が提出する、年度更新に関する申告書及び増加概算保険料申告書です。

65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象になっていますが、平成29年1月1日から令和2年3月31日までの間は雇用保険料が免除されています。

この免除措置の終了に伴い、令和2年度に使用する労働保険申告書については、概算保険料欄の「雇用保険法適用者分」及び「高年齢労働者分」欄を斜線表記する等、様式の変更が一部予定されています。

5月に厚生労働省委託事業で「電子申請納付説明会」が開催される予定です。詳しくは、愛知労働局のホームページをご覗ください。